

消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループ

平成 27 年 3 月 31 日

弁護士 二之宮 義人

1. 京都での官民連携の実践例（消費者あんしんチーム、消費者サポートチーム）

○立ち上げまで

- ・全体協議会、地域別協議会

○運用開始後の取り組み例

- ・特定事案 110 番（行政指導、集団提訴、適格消費者団体による差止訴訟）

○運用開始後の改善

- ・WEB 会議システム

○実践例を踏まえた実施主体共同型の場合における連携の考慮要素

- A) 自治体側の意識（被害現場、消費者の声）
- B) 弁護士会側の意識（任期付き公務員、依頼一辺倒ではない）
- C) 協議会ではなく制度（システム）ができると継続性を持つ
- D) 官は制度を作るだけでなく運営に携わることで制度が改善される
- E) 自治体間の体力格差（都道府県が補完）
- F) 国レベルではどうか（特に A、D はどうか）

2. 消費者団体訴訟制度に関与して

○経緯

- ・平成 19 年 6 月開始（消契法）、平成 20 年（景表法、特商法）、平成 25 年（食品表示法）。現在 12 団体。
- ・平成 25 年 7 月 5 日現在で、差止請求訴訟件数は 30 件、訴訟・訴訟外合わせて 111 件（113 事業者）の事案で改善が図れた（平成 26 年 3 月「消費者団体訴訟制度差止請求事例集」）→団体数、件数をどう考えるか。
- ・平成 28 年 12 月までに特定適格消費者団体による被害回復関係業務が開始。

○差止関係業務は団体、関与する人員のボランティアが主体。

- ・団体は疲弊。無力感（個別事案の救済困難）。

○実施主体民間型の場合における連携の考慮要素

A) 公的活動には公的財政支援

- ・制度は政策的に作られた→制度が持続的に活用されるようにすることは政策実現の一貫。
- ・公的活動には公的財政支出（単なる支援にとどまらない）。

B) 官の意識

- ・制度は作るが運用は団体→サポートできることはするとは言うけれど。
- ・制度設営維持のための事務（現状を踏まえたものか）
- ・被害回復関係業務は差止関係業務の発展型→適格消費者団体の実状を認識・理解する必要がある。
- ・上記 1. F の問題→実際の制度運用現場で経験が必要。

3. 以上を踏まえ官民連携の在り方について

○現在の政策推進の在り方・方針

- ①市場管理の行方に混乱予想が少ない場合には、行政の関与を最小限にとどめて、市場の管理に任せるタイプ。
- ②市場管理への一任では不安が残る（却って市場が混乱する）分野については、行政の政策管理の範囲内で民間事業者に執行を代替させるタイプ。
- ③市場管理に移せない公権力の行使については、行政内に留め置くものの、その周辺事務については極力民間化を図るタイプ。

○消費者行政は

- ・消費者基本法、消費者安全法等にもとづく消費者行政は、消費者の権利擁護と自立の支援を柱に推進されてきた経緯があり、全てが前述の「政策推進の在り方・方針」のもとで具体化されているわけではない。しかし、部分的には前述②、③の政策のもとにその具体化が図られている。集団的消費者被害回復制度の設計は、②の政策の具体化とみることができる。
- ・適格消費者団体の活動は、政策の対象というより政策の推進に大きく関わっている公益活動であり、②の政策の範疇である。
- ・その適格消費者団体にどのような政策支援を行うことができるのか、その根拠をどう整理するのか、本WGではそれらの論点について整理していただきたい。

以上